

縄文時代中期中葉「浄法寺類型」の文様に関する覚書

つかもと もろや
塚本 師也

はじめに

- 1 浄法寺類型の従来の理解
- 2 浄法寺類型の時空的・系統的位置づけ
- 3 浄法寺類型の主文様
- 4 火炎系土器
- 5 浄法寺類型と火炎系土器
- 6 まとめと今後の課題

栃木県北部から福島県会津・中通り地方に縄文時代中期中葉に分布する浄法寺類型の土器は、口頸部文様帯に、大小の突起を起点に、横“S”字状文、単方向の渦巻文、対向渦巻文の3種類の文様を基隆帯で描き、それと同方向の沈線で器面を充填する。対して胴部には縄文を施文する。浄法寺類型の土器は、同じ地域に分布する火炎系土器を母体として成立したと指摘されてきたが、口頸部文様帯の3種類の文様は火炎系土器とも共通し、この見解を裏付けることができた。浄法寺類型の標準的な土器は、平縁で、トンボ眼鏡状の中空の大突起から基隆帯による主文様を派生させる土器である。火炎系土器の平縁の土器では、火焰型土器に類似する鶏頭冠風の突起が主体を占める。トンボ眼鏡状突起は低調で、会津地方に比較的多く、栃木県那須地方には少ない。那須地方に多い浄法寺類型の成立は、会津地方の火炎系土器が鍵を握っているようである。

はじめに

令和2（2020）年、筆者が勤める（公財）とちぎ未来づくり財団埋蔵文化財センターで「縄文土器文様を読み解く」というテーマ展を開催した。筆者もこの展示に参画し、浄法寺類型を中心とする栃木県那須地方の中期中葉の土器を取り上げ、そこに描かれた文様の解釈を試みた。縄文土器の文様の解釈は、多くの仮定のうえに成り立つ推論であり、本稿ではその問題には触れない。しかし、「文様の解釈」という視点で縄文土器の文様を観察したことにより、新たに気付くことがあった。浄法寺類型の口頸部文様帯に配される主文様は共通性があり、大小の中空突起を起点とすることが、在地の他の土器群とは異なる際だった特徴であることもその一つである。近年、これまで浄法寺類型と捉えてきた土器群とは、類似するものの、異なる特徴を有する土器群も発見されており、浄法寺類型を再定義する必要も生じている。

本稿では、浄法寺類型の突起と主文様の特徴を把握し、浄法寺類型の再定義に資する情報を提供することとしたい。さらに、突起や主文様の比較から、地域間の関係やその成立について予察する。

1 浄法寺類型の従来の理解

「浄法寺類型」は、海老原郁雄が「浄法寺タイプ」と命名したものを、筆者が「浄法寺類型」と呼び代えたものである。昭和51（1976）年、栃木県那須郡小川町（現那珂川町）の浄法寺遺跡で、「N-21-1P」とされた袋状土坑（N-21 グリッドの1番目のピットの意味。後に筆者は報文で「第18号土坑」と改称。）から出土した「口頸部に巨大化した把手と渦巻文をモチーフとし、彫刻的な重弧文や曲線文で文様部分を隙間なく装飾した土器」を「浄法寺タイプ」と命名し、「阿玉台式を伴出しなくなる加曽利EⅠ式の最初の段階」に位置

づけた（海老原 1979）。海老原は、昭和 55・56（1980・1981）年に、栃木県の縄文時代中期中葉の土器編年に関する論考を精力的に発表する。その中で、「浄法寺タイプ」が栃木県域を中心に分布すること、その系譜は在地には辿れず、会津地方との関係が考えられることを示唆した（海老原 1980・1981）。この間の経緯は、浄法寺遺跡の報文（塚本 1997）に詳しい。

筆者は、海老原の「浄法寺タイプ」の用語に対し、「タイプ」は日本考古学において「型式」を意味するが、「浄法寺タイプ」は「型式」の概念には該当しないため¹⁾、共通する特徴を持ち、他の特徴を持つ土器群と同じ年代、同じ地域で共伴する土器群を意味する用語である「類型」と呼び変えた。海老原の「浄法寺タイプ」と筆者の「浄法寺類型」はほぼ同じ内容である。以下に両者の内容を示す。

「彫刻的な弧線文で口頸部文様帯を隙間無く充填した」土器（海老原 1981）

「器形は、比較的直線的に立ち上がる胴部に、内彎する口頸部が付くキャリパー形を呈す。中空の把手が付くものが殆どである。把手の付き方は、ほぼ同規模の把手が4つ付くもの、大きな把手1つと小さな把手3つが付くもの、大きな把手1つと相対する位置に付く中規模な把手とその間に付く小さな把手2つによって構成されるもの等がある。文様帯は口頸部文様帯と胴部文様帯の2帯構成である。口頸部文様帯には、基隆帯によって、“S”字文、単方向の斜行渦巻文、対向斜行渦巻文等のモチーフを配している。そして、基隆帯とほぼ同方向に、肉掘り的な沈線を施して、口頸部文様帯を充填している。更に、最後に残った空白部には、斜位の沈線、沈線による小渦巻文、三叉文等を配している。沈線には単沈線と半截竹管による平行沈線とがある。胴部文様帯には、地文として縄文を施している。殆どが2段の縄を縦方向に回転施文したもので、間隔を開けて施文したものが目立つ。地文のみのもの、2～3条単位の沈線を懸垂文として交互に垂下させたものの、さらに、“U”字状、逆“U”字状の沈線を上下に相対するように垂下させたもの等がある。」（塚本 1997）

筆者も海老原も、平縁に中空突起が付く土器を対象としていた。それまで栃木県域で発見されていた、口頸部に彫刻的な沈線を隙間無く充填し、胴部に縄文を施文する土器は、全てその特徴を有していたため、両者ともこのことについては特に明言していない。しかし、浄法寺遺跡の報告書の刊行後、またはほぼ同時に、同じ那須地方の三輪仲町遺跡や長者ヶ平遺跡、やや南部の地域の御霊前遺跡から、波状口縁で、口頸部文様帯を基隆帯と沈線で充填する土器が出土した。栃木県域のこの種の土器も、火炎土器、火炎系土器と同様に平縁と波状縁の二者があることが分かった。波状縁の土器も含めて「浄法寺類型」を捉え直す必要が生じた。

2 浄法寺類型の時空的・系統的位置づけ

本稿では、突起と主文様による浄法寺類型の捉え直しを目的とするため、時空的位置づけについて詳細に論じることとはしないが、その概略について触れておく。

浄法寺類型の土器は、安孫子昭二や海老原郁雄が指摘したように加曽利 E I 式の古い段階に伴う（安孫子 1978、海老原 1980、1981 等）。阿玉台 IV 式との良好な共伴例は今のところみられない。また、海老原は、加曽利 E I 式を4期に分けたうちの、2期（大木 8 a 式単独の段階）と3期（巨大な箱状把手を持つ段階）に存続するとし、4期（平縁の加曽利 E I 式が一般化する段階。大木 8 b 式）はその存在を示していない²⁾。筆者は、浄法寺類型は加曽利 E I 式古段階に出現し、加曽利 E I 式が存続する期間（3段階に細別）、すなわち磨消縄文が出現する以前まで存続するとした（塚本 1997）。現在でもこの見解を変更する必要はないと考えている（第1図）。ただし、3段階目は、存続するもののその数を極端に減らしている³⁾。

浄法寺類型は、栃木県北部を中心に分布する（第3図）。那須野が原とその東隣の八溝山地、南隣の那珂川

の河岸段丘（現在の大田原市域と那珂川町域）に出土量が多い。その南側の喜連川丘陵（現在の那須烏山市域、茂木・益子町域）では出土量が減る。栃木県中央部（宇都宮市域、上三川町域、高根沢・芳賀町域）にも一定量存在する。また、栃木県北西部の湯西川でも安定的に存在する。八溝山地より東側の茨城県域は、散見されるものの出土量は極端に少なく、浄法寺類型の主たる分布域ではない。福島県の中通り地方南部、会津地方、更には新潟県下越地方にも、浄法寺類型が存在する。突起と主文様によって栃木県北部の浄法寺類型を捉え直し、その観点で福島県会津・中通りの土器との関係を再考することは、本稿の目的でもある。

新潟県信濃川・魚野川流域を中心として、縄文時代中期中葉に火炎土器（火焰型と王冠型）が分布する。そして、福島県会津地方、中通り地方南部及び栃木県北部には、火炎土器に類似し、縄文を施文しない火炎系土器が分布する⁴⁾。浄法寺類型の口頸部に沈線を充填する手法の起源を、火炎系土器に求める点では、多くの研究者が一致している。海老原や小葉一夫・小島正裕・丹野雅人等は、会津地方の火炎系土器（小葉・小島・丹野は「会津タイプ」の馬高式土器と呼称）に求めた（海老原 1981、小葉・小島・丹野 1987）。一方筆者は、浄法寺類型の成立について、その成立以前に新潟県下越地方、会津地方、福島県中通り地方南部、栃木県北部に分布する火炎系土器に祖型を求めた（塚本 1997）。在地での成立をも視野に入れたのである。

3 浄法寺類型の主文様

海老原郁雄は、「半肉彫り的な重弧文や曲線文を隙間なく充填」（海老原 1980）することを特徴とし、筆者は、口頸部文様帯に“S”字文、単方向の斜行渦巻文、対向斜行渦巻文等の基隆帯を配し、これと同方向に彫刻的な沈線を沿わせることを特徴と捉えた（塚本 1997）。しかし、前述した「縄文土器文様を読み解く」のテーマ展で、この基隆帯部分の観察を行ったところ、基隆帯による横“S”字文や渦巻文の多くが、大小の突起から派生することに気付いた。そこで、浄法寺類型の土器を、突起と主文様を中心に観察する。

（1）展示した土器の観察

テーマ展で展示をした浄法寺遺跡と三輪仲町遺跡から出土した浄法寺類型の土器 2 点を観察する。

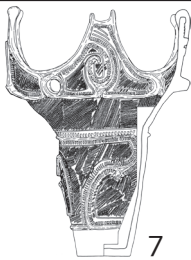
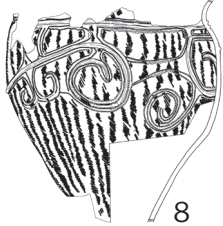
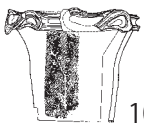
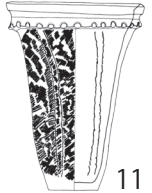
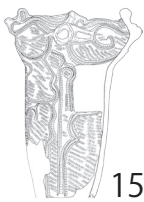
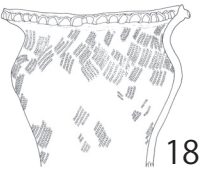
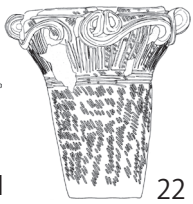
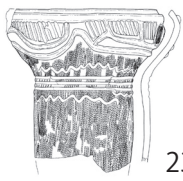
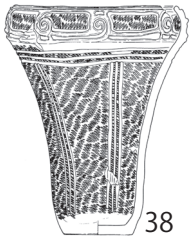
三輪仲町遺跡 SK050 出土土器（第 4 図 5）

口縁部の相対する位置に中空のトンボ眼鏡状の突起 2 個が付く。一方（実測図正面）が頂部に“S”字状の隆帯を貼付け、一方はこれを欠く。“S”字状隆帯が付く方の突起が正面と思われる。これらの突起の下端から、向かって右下方向に横“S”字状の隆帯が伸びる。なお、突起正面には蛇行隆帯を貼付けている。これらの突起の中間の口頸部文様帯には、小さな中空とならないトンボ眼鏡状突起とそこから向かって右下に伸びる横“S”字状の隆帯が配される。トンボ眼鏡状突起の上部には、円環状の粘土紐を貼付する。そして、正面と思われる突起が付く横“S”字文を先頭として、隣接する突起付き横“S”字文を、順番に横位の隆帯で連繫している。横“S”字文に沿うように、口頸部文様帯を沈線で充填し、空白部には渦巻状、重弧状の沈線を充填する。口頸部文様帯下端は、蛇行隆帯で区画し、胴部には 2 段 LR の縄の縦位施文による単節斜縄文を施す。

主文様は、中空の大突起＋横“S”字文、トンボ眼鏡状小突起＋横“S”字文、中空の中突起＋横“S”字文、トンボ眼鏡状小突起＋横“S”字文の 4 単位構成である。

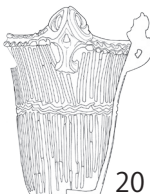
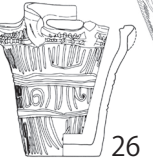
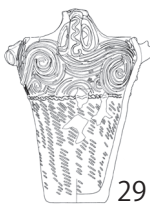
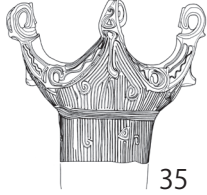
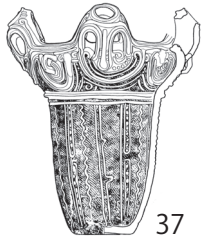
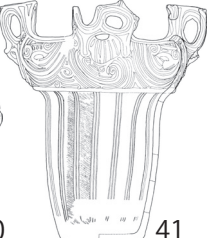
浄法寺遺跡第 16 号土坑出土土器（第 4 図 1）

口縁部に 1 個の大形中空の突起が付く。トンボ眼鏡状突起の上部に、正面に円環状の隆帯、裏面に横“S”字状の隆帯を貼付けたものである。さらに正面下側には渦巻状の隆帯を貼付けている。この中空突起の下端から向かって右方向に横“S”字状の隆帯を伸ばす。さらに横“S”字状隆帯の左下方向に渦巻状の隆帯を派生させる。口頸部文様帯には、これ以外に 3 単位の横“S”字状隆帯を配している。器面には、横“S”字文

阿玉台Ⅲ式古	阿玉台式土器  1	(七郎内Ⅱ群土器)  2	(槻沢型)  3	(湯坂型)  4	(隆帯押捺型)  5
阿玉台Ⅲ式新	 7	 8	 9	 10	 11
阿玉台Ⅳ式	 14	 15	 16	 17	 18
加曾利Eー古	 21	 22	 23		
加曾利Eー中	 30	 31	 32		
加曾利Eー新	 38	 39	 40		

1・2：槻沢遺跡 SK392 3・5：槻沢遺跡 SK393 4：三輪仲町遺跡 JD29 7・8・10：湯坂遺跡 T1-V区土壌
9・11・12・13：槻沢遺跡 P87 14～16・18：槻沢遺跡 14H-P2 21・22・25・29：三輪仲町遺跡 SK050
23：浄法寺遺跡第18号土坑 30～32：三輪仲町遺跡 SK086 38～40：槻沢遺跡 SK154

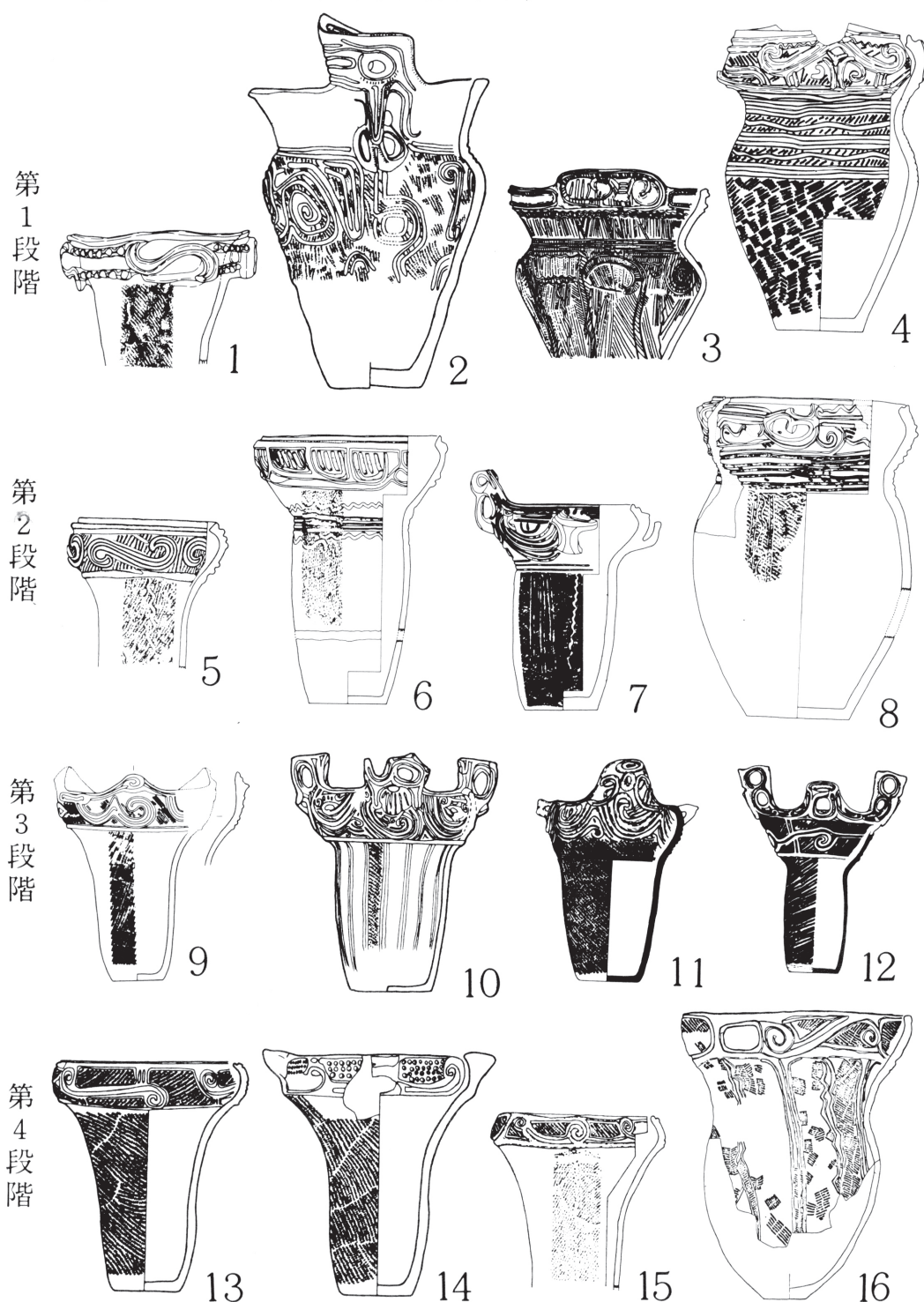
第1図 栃木県北部を中心とする中期中葉の土器編年

 6	
火炎系土器  12  13	大 木 8a
 19  20	直 前
浄法寺類型  24  25  26  27  28  29	大 木 8a
 33  34  35	大 木
 36  37  40  41	8b

6：坪井上遺跡（茨城県）SK182 19：坊山遺跡 20：槻沢遺跡 14H-P2 24：金井台遺跡
26：高尾神遺跡 27：長者ヶ平遺跡 SK4 28：浄法寺遺跡第16号土坑 33・36：三輪仲町遺跡 SK145
34・37：岩舟台遺跡 SK16A 35：古館遺跡 40：御霊前遺跡 SK435 41：竹下遺跡

同左

加曽利 E I 式の進展段階図（栃木県）

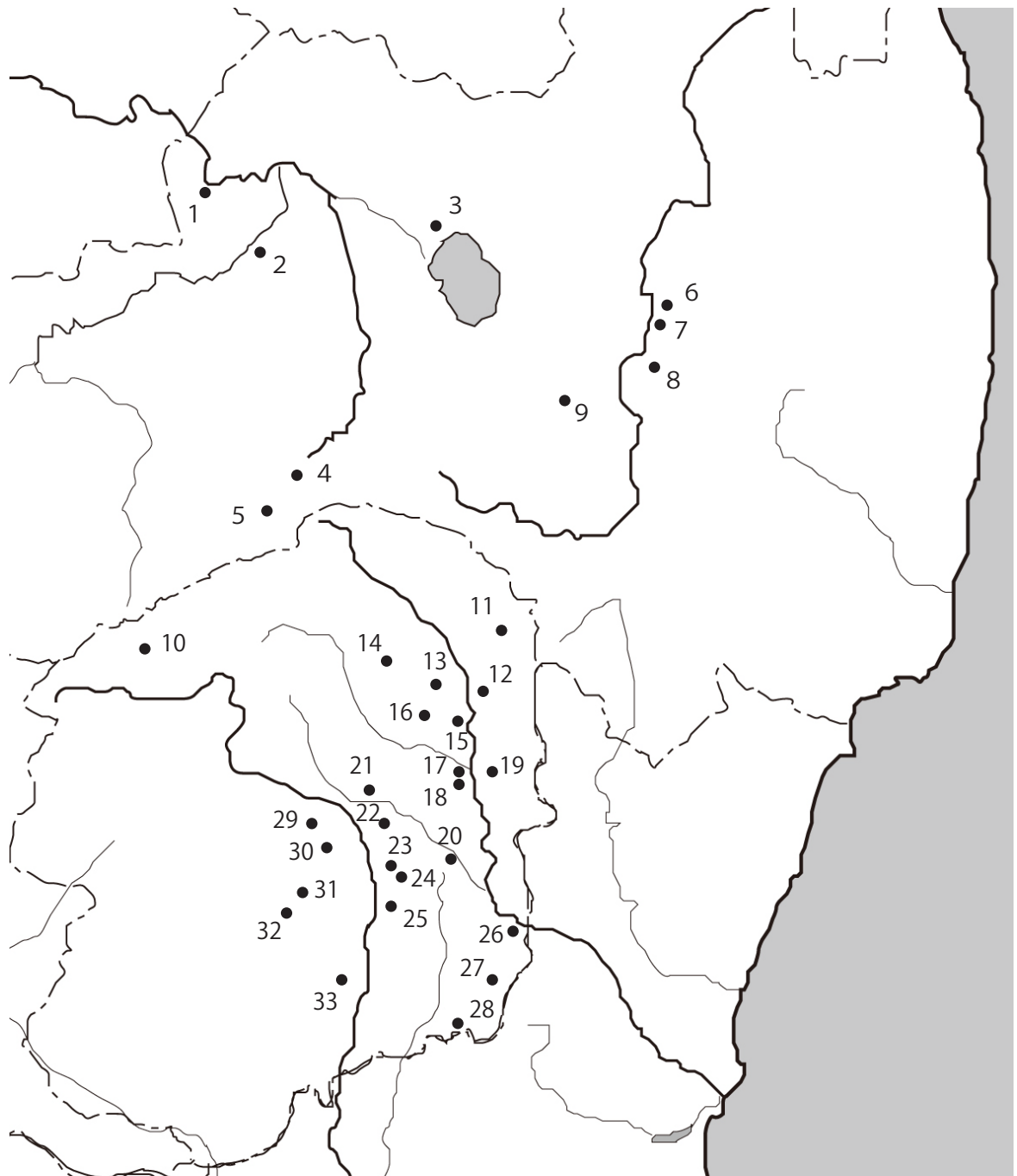


図の土器の出土遺跡（縮尺不同）

1. 大田原市・湯坂遺跡 2. 氏家町・ハットヤ遺跡 3. 益子町・山居台遺跡 4. 宇都宮市・高尾神遺跡 5. 上河内村・梨木平遺跡 6~8. 小川町・浄法寺遺跡 9~10. 宇都宮市・竹下遺跡 11. 大田原市・平林西遺跡 12. 宇都宮市・台耕上遺跡 13. 氏家町・ハットヤ遺跡 15. 鹿沼市・鹿島神社裏遺跡 16. 湯津上村・品川台遺跡

海老原郁雄, 1980, 「加曽利 E I 式の変遷について（栃木県）」『奈和』第 18 号 より転載

第2図 海老原郁雄による編年



- | | | | | |
|------------|--------------|-----------|----------|------------|
| 1：芝草・小屋田遺跡 | 2：石生前遺跡 | 3：法正尻遺跡 | 4：寺前遺跡 | 5：上ノ台 A 遺跡 |
| 6：野中遺跡 | 7：妙音寺遺跡 | 8：鴨打 A 遺跡 | 9：桑名邸遺跡 | 10：仲内遺跡 |
| 11：何耕地遺跡 | 12：浅香内 8H 遺跡 | 13：長者ヶ平遺跡 | 14：槻沢遺跡 | 15：岩舟台遺跡 |
| 16：平林西遺跡 | 17：浄法寺遺跡 | 18：三輪仲町遺跡 | 19：古館遺跡 | 20：小鍋前遺跡 |
| 21：坊山遺跡 | 22：ハットヤ遺跡 | 23：上の原遺跡 | 24：金井台遺跡 | 25：竹下遺跡 |
| 26：桧の木遺跡 | 27：御霊前遺跡 | 28：柿平遺跡 | 29：梨木平遺跡 | 30：大志白遺跡 |
| 31：御城田遺跡 | 32：高尾神遺跡 | 33：島田遺跡 | | |

第3図 浄法寺類型・火炎系土器出土遺跡分布図

と同方向の沈線で充填する。口頸部文様帯の下端は3条の沈線で区画し、以下胴部には2段LRの縄の縦位施文による単節斜縄文を施す。

主文様は、中空の大突起+横“S”字文1単位、突起の付かない横“S”字文3単位の構成である。

(2) 栃木県域の浄法寺類型

1) 那須地方の土器(第4～6図)

前述した浄法寺類型が多く出土する地域である那須地方の土器を、前述の2点を含む43点図示した。このうち、基隆帯による主文様を欠くものはわずか1点(三輪仲町遺跡JD3;第5図5)のみであった。主文様の種類は、横“S”字文(第4図1・5・6、第5図2・3・6～8・12、第6図1・2・12・17等)、単方向の渦巻文(第4図3、第5図10・13、第6図3・5・6・8・11・13・15等)、対向渦巻文もしくは弧文(第4図10、第5図16、第6図4・9)の3種類である。なお、大半が口縁から上方に突出する中空の大突起を有するが、口縁が全周していながらこれを欠くものがあった(浅香内8H遺跡F.6例;第5図16)。また、ほとんどの浄法寺類型の土器に粘土環を組み合わせた小突起が付く。主文様は、突起を起点とするものが多いが、突起が主文様から独立するものもある(第6図4・5・6・8)。中空の大突起は、左右対象に孔を配すトンボ眼鏡状突起が主流を占める。これを2段重ねるもの(第4図9)、突起上部に孔を配すもの(第6図9・11・14等)がある。中空突起の大形化により、正面に孔を設け、箱状突起化するものもある(第6図17等)。鋸歯状の突出部を持つ鶏頭冠風の突起が付く土器(第5図7、第6図8・15)がある。このうち正面に大きな孔を有すもの(第6図8・15)は、火焰型土器の鶏頭冠突起正面のハート形大窓を模したものと思われる。

2) 栃木県中央部の土器(第7・8図)

栃木県中央部の浄法寺類型の土器27点を図示した。基隆帯による主文様が不明瞭な土器が3点ある(第7図4・15・18)が、他は基隆帯による主文様を持つ。主文様は、横“S”字文(第7図2・6・7・10・14・17)、単方向の渦巻文(第7図3・8、第8図2・6・7)、対向渦巻文(第7図1・11)の3種類である。この点は那須地方と同様である。ほとんどの土器に中空の大突起、粘土環を組み合わせた小突起が付き、突起を主文様の起点とする土器が多い点も那須地方と同様である。主文様が不明で突起を欠く小鍋前遺跡SK162a出土土器(第7図15)は、唯一阿玉台IV式と相伴しており、浄法寺類型成立直前の土器と位置づけられるかもしれない。鋸歯状の突出部を持つ鶏頭冠風の突起が付く土器(第7図8)は、正面に大きな孔を配している。

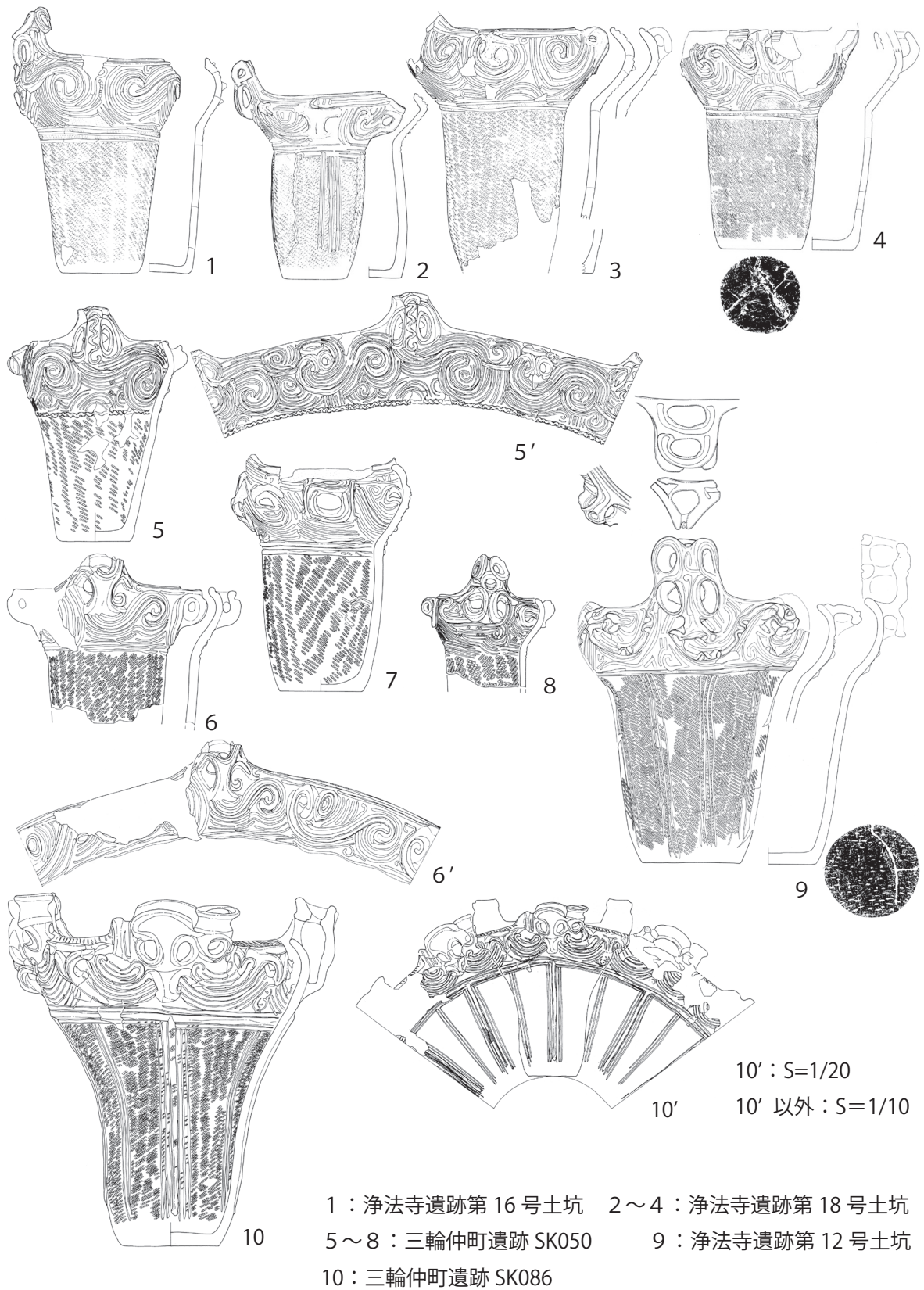
3) 湯西川の土器(第9図)

栃木県北西部は、火炎系土器が多く出土する会津地方に近く、浄法寺類型の成立を考えるうえで興味深い地域であるが、残念ながら湯西川の仲内遺跡以外に良好な調査例が無い。仲内遺跡には安定して浄法寺類型の土器が存在する。主文様は、横“S”字文(第9図2・6・9)、単方向の渦巻文(第9図1・4・13)、対向渦巻文(第9図5・8・12)の3種類である。全ての土器に中空の大突起か粘土環を組み合わせた小突起が付き、突起を主文様の起点とする土器が多い点も那須地方や栃木県中央部と同様である。鶏頭冠風の突起とトンボ眼鏡を基調とする突起の両方を配すSI704出土土器(第9図10)は、浄法寺類型の成立を考えるうえで鍵をにぎる土器と考えられる。

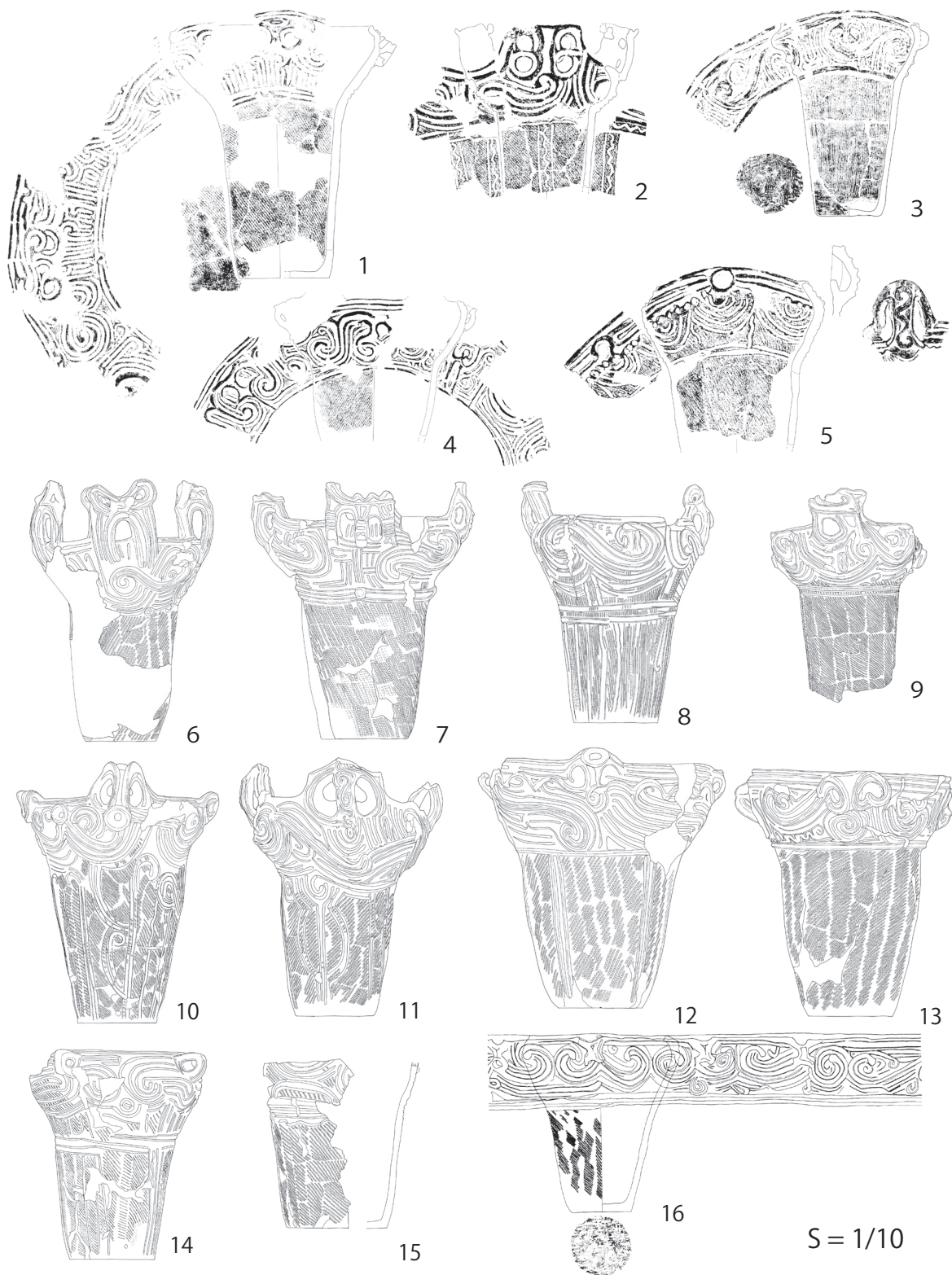
(3) 福島県域の浄法寺類型

1) 会津地方(第10図)

31点を図示した。浄法寺類型が安定的に分布する地域といえる。ほとんどの土器の主文様は基隆帯によって表現され、横“S”字文(第10図7・11・15・24・28)、単方向の渦巻文(第10図6・13・14・17・20・22・25)、対向渦巻文(第10図19)の3種類である。基隆帯表現を欠くものが法正尻遺跡SK404から



第4図 那須地方の浄法寺類型の土器（1）



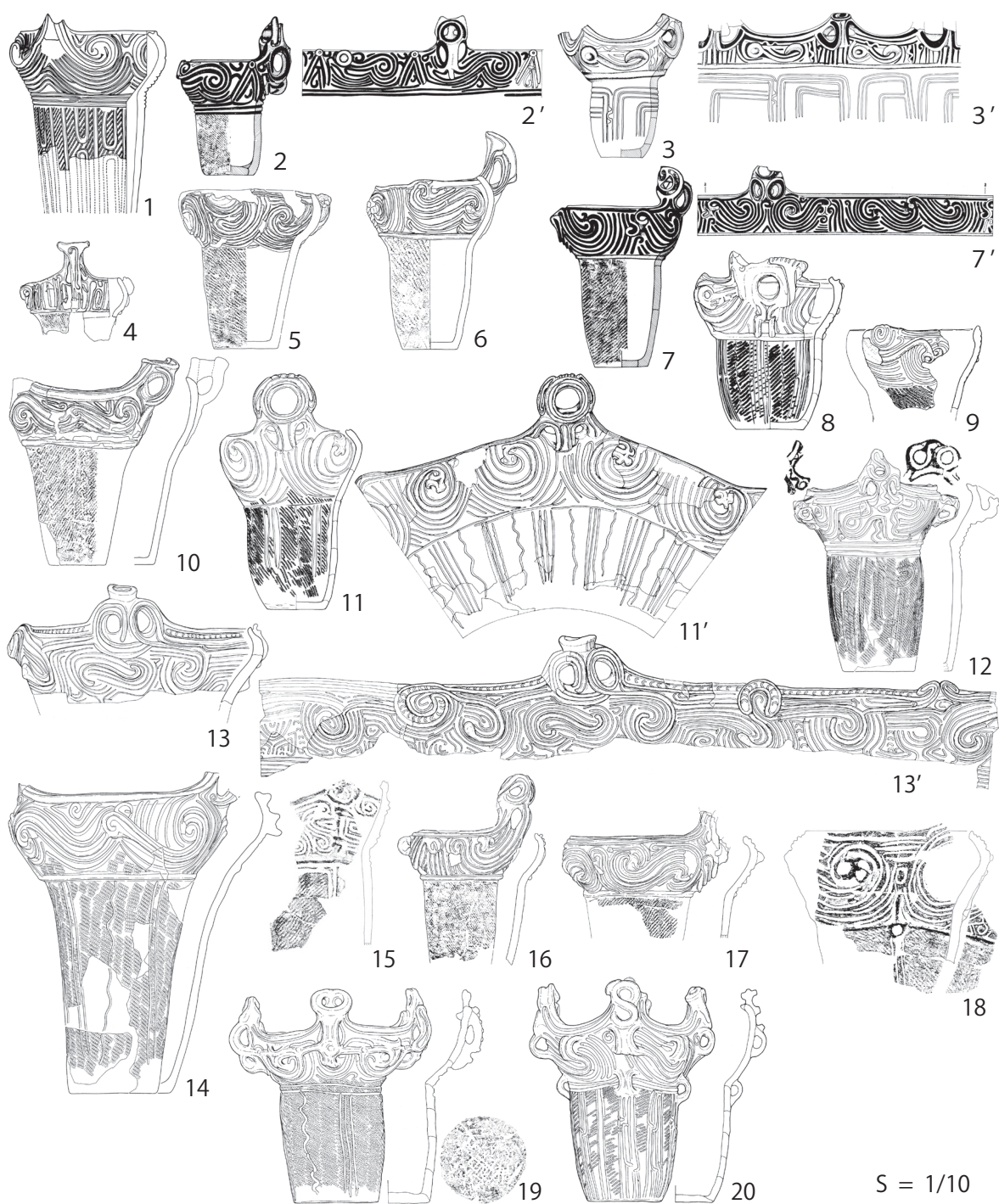
1 : 三輪仲町遺跡 JD1 2・3 : 三輪仲町遺跡 JD41 4 : 三輪仲町遺跡 JD198
 5 : 三輪仲町遺跡 JD3 6~15 : 長者ヶ平遺跡 SK4 16 : 浅香内8H 遺跡 F.6

第5図 那須地方の浄法寺類型の土器 (2)



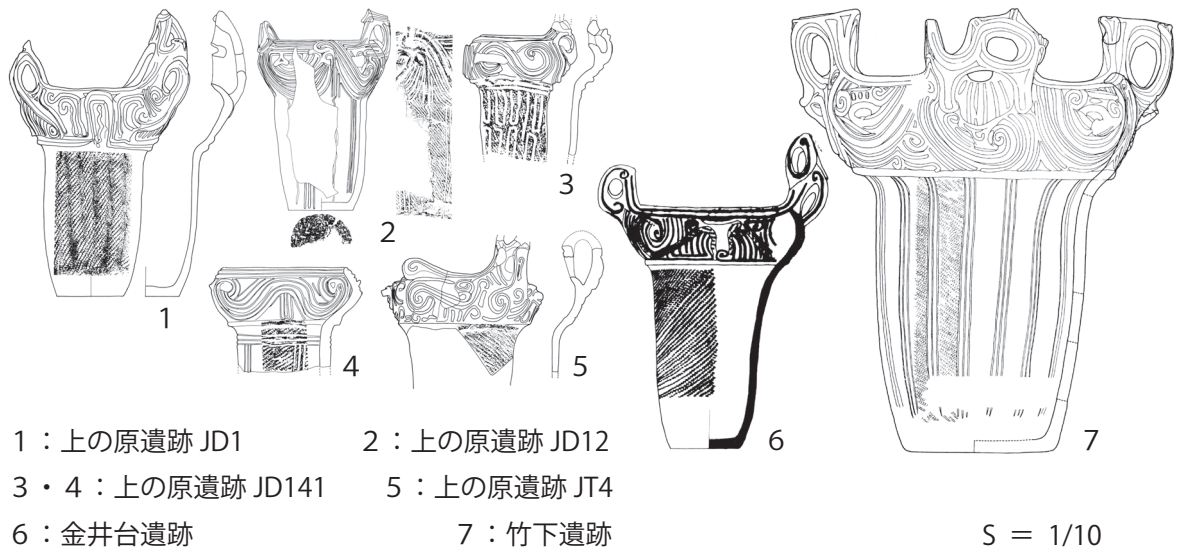
1・2：三輪仲町遺跡 SK145 3：三輪仲町遺跡 SK260 4：三輪仲町遺跡 SK262
 5：三輪仲町遺跡 SK265 6～8：岩舟台遺跡 SK1 9～13：岩舟台遺跡 SK16A
 14～16：平林西遺跡 17：何耕地遺跡

第6図 那須地方の浄法寺類型の土器（3）

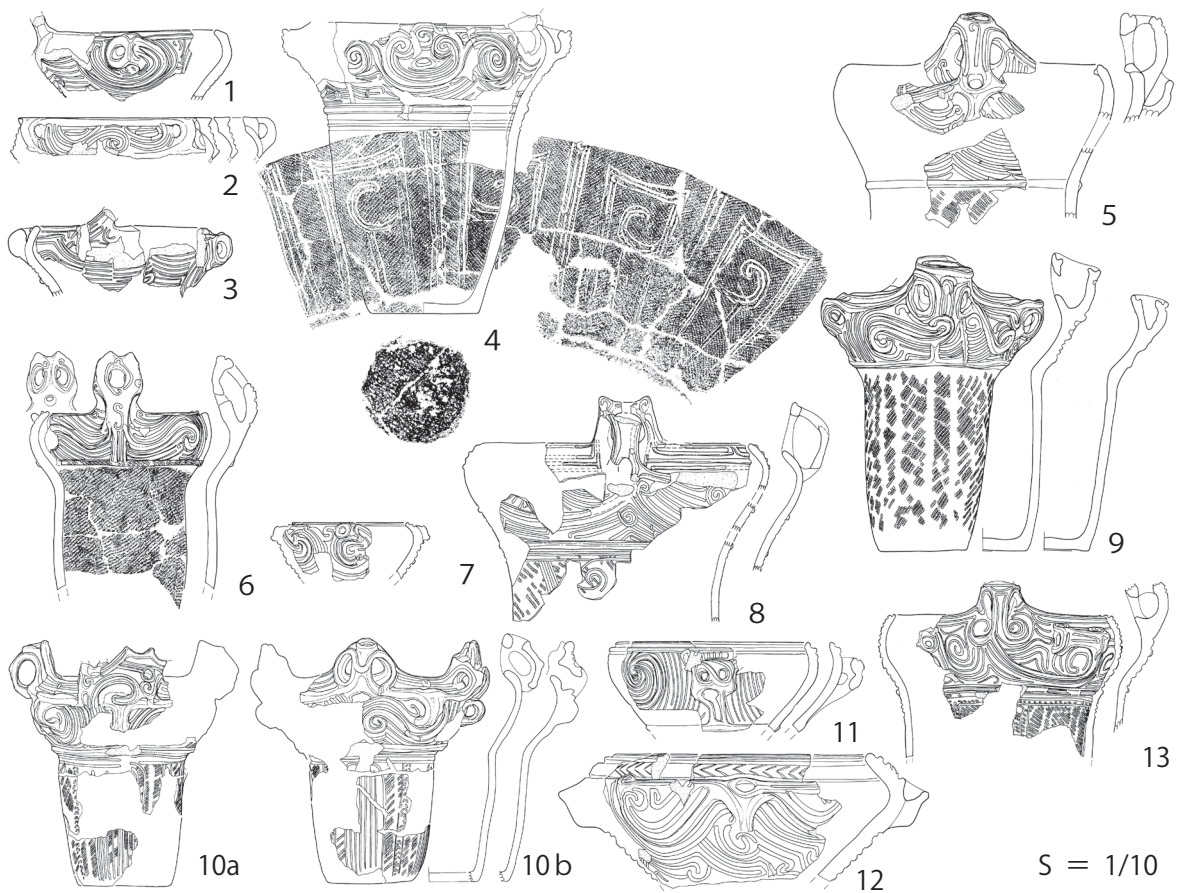


- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 1 : 梨木平遺跡 4次 1号ブロック | 2・3 : 梨木平遺跡 4次 2号ブロック |
| 4・6 : 大志白遺跡 SK234 | 5 : 大志白遺跡 SK271 |
| 7 : 梨木平遺跡 4次 P1 | |
| 8・11 : 御城田遺跡 SK186 | 10 : 大志白遺跡 SK279 |
| 9 : 御城田遺跡 SK256 | |
| 12 : 島田遺跡 SI55 | 13 : 御城田遺跡 SK364 |
| 14 : 島田遺跡 SI120 | |
| 15 : 小鍋前遺跡 SK162a | 16~18 : 桧の木遺跡遺構外 |
| 19・20 : 御霊前遺跡 SK435 | |

第7図 栃木県中央部の浄法寺類型の土器 (1)



第8図 栃木県中央部の浄法寺類型の土器 (2)



第9図 栃木県湯西川仲内遺跡の浄法寺類型の土器

出土している（第10図26）。単方向の渦巻文は、弧線化したもの（第10図8・16・27・31）もある。波状口縁が多い点（第10図8・10・11・17・18・21・25・26）、胴部の縦位沈線が密なものが目立つ点（第10図2・6・10・15・23・25・30）が、栃木県域の土器とやや異なる。トンボ眼鏡状突起は安定して存在する（第10図7・17・19・22・27・30）。正面に孔を配す鶏頭冠風の突起もある（第10図2・16・24）が、これらは橋状突起部分の正面に文様を施文する。石生前遺跡例（第10図16）は、前述した仲内遺跡例同様に、トンボ眼鏡状突起と鶏頭冠風の突起の両方を付けている。

2) 中通り地方（第11図）

出土例は少ないが、浄法寺類型が主体的に分布する那須地方の土器を考えるうえで重要な地域である。トンボ眼鏡状突起を付け、基隆帯による主文様を配す土器（第11図2・7）もあるが、こうした範疇から外れる土器が多い。基隆帯表現を欠く土器（第11図3）、鶏頭冠風突起と口縁に鋸歯状突起を巡らす土器（第11図4）のほか、基隆帯を欠き、沈線による小渦巻文を口頸部文様帯に充填する土器（第11図1）やキャリパー形ではない樽形の器形に浄法寺類型の文様を配置する土器（第11図5・8）等、栃木県域や会津地方にはみられない土器がある。特に後者は、妙音寺遺跡から複数出土しており、今後注意が必要である。

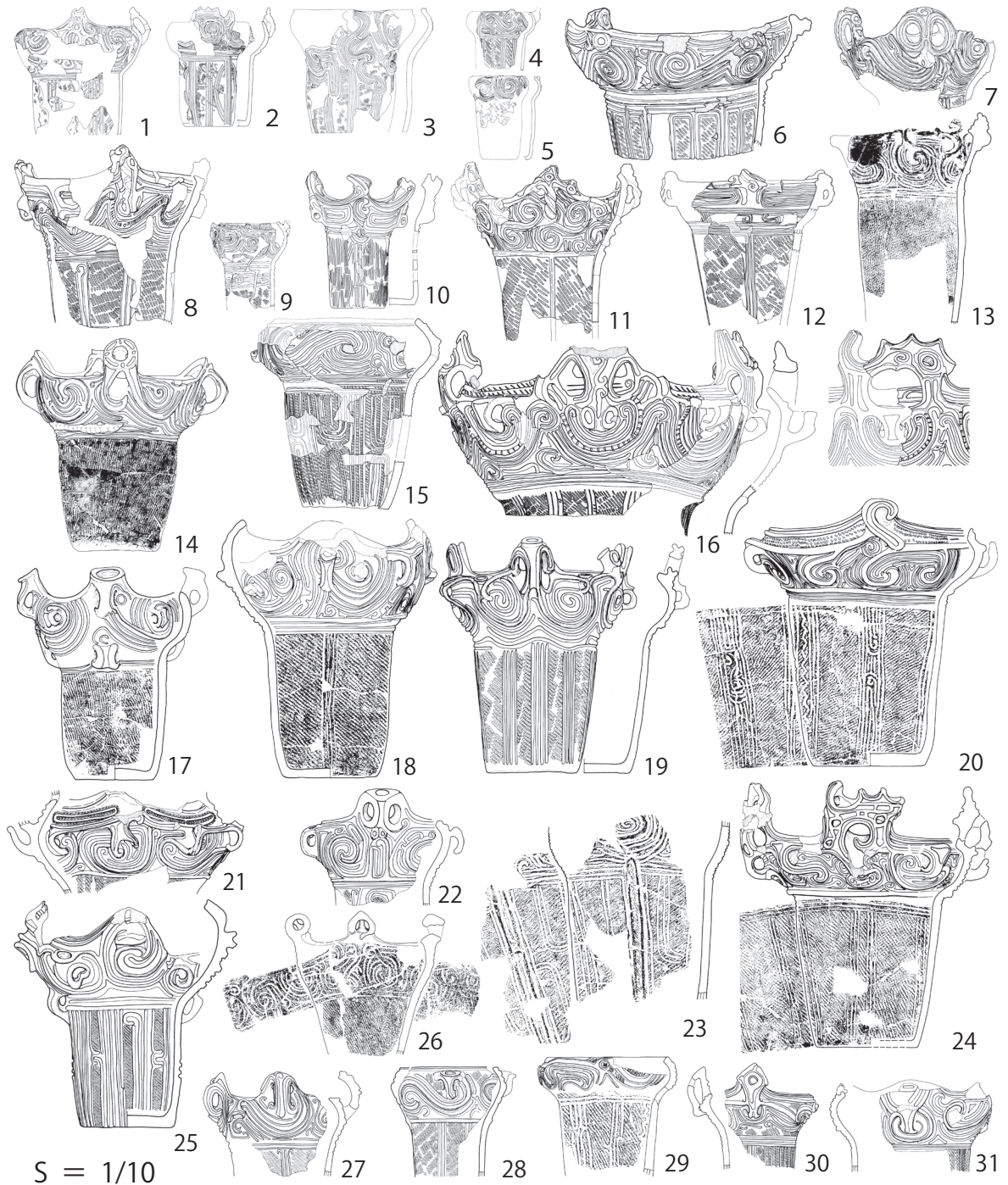
4 火炎系土器

前述したとおり、浄法寺類型の口頸部文様帯に沈線を充填する手法は、火炎土器もしくは火炎系土器に起源を持つと多くの研究者が考えている。海老原等は会津地方の土器にその起源を求め、筆者は在地の火炎系土器からの成立も視野に入れた。そこで、浄法寺類型との比較のために、栃木県域および福島県会津・中通り地方の火炎系土器を概観する。

新潟県中越地方を中心に分布する火炎土器は、器面を隆帯、沈線で埋め尽くし、縄文を施文しない。平縁で鶏頭冠突起が付く火焰型と口縁が波状口縁で頂部が短冊状を呈す王冠型の二者がある。火炎土器に類似し、福島県会津・中通り地方から栃木県北部を中心に分布する火炎系土器も、器面を隆帯と沈線で埋め尽くし、平縁と波状縁の二者がある。ただし、中には縄文を地文として、密な沈線を施す土器もある。栃木県北部、福島県会津・中通り地方は、伝統的に縄文を施文する大木式系土器の分布域であり、在地の土器からは隆帯・沈線で器面を埋め尽くす手法は成立し得ず、火炎土器との関係で火炎系土器が成立したことは明らかである。

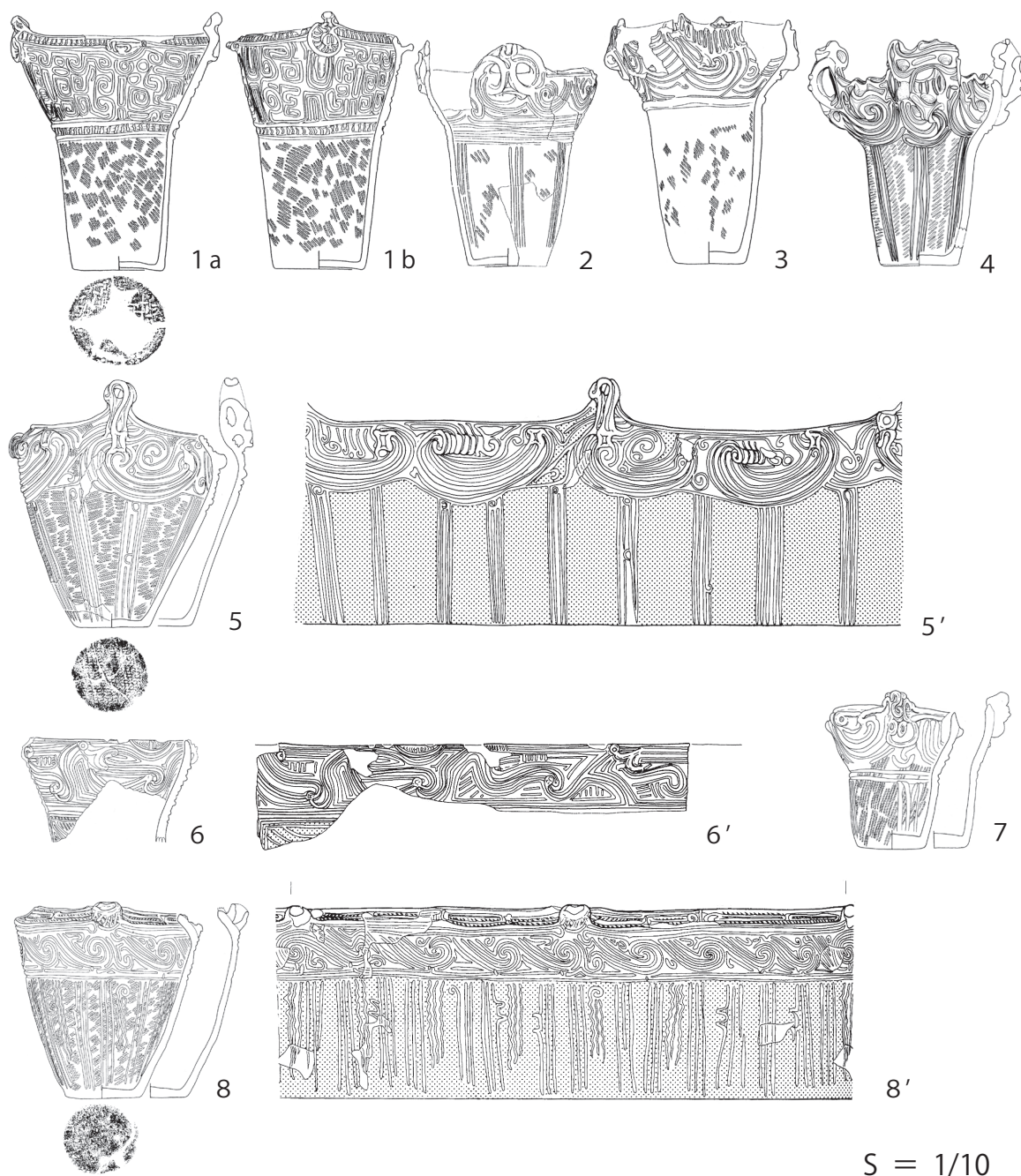
（1）栃木県域の火炎系土器（第12・13図）

平縁で、鶏頭冠風の鋸歯状の突出部が付く中空突起を配す土器（第12図5・10～12、第13図13・17・21・22）は、火炎土器の火焰型に相当する。火焰型土器の鶏頭冠突起は、正面にハート形大窓を配し、橋状突起により高く持ち上げられているが、栃木県域の火炎系土器の突起は、正面に円孔を配す突起（第12図5、第13図13・17・22）と眼鏡状突起の裏面のS字文に鋸歯状の突出部を付ける突起（第12図10～12）の二者がある。そして、口頸部文様帯の主文様を隆帯で描く土器（第12図5・10～12、第13図21・22）と隆帯表現を欠く土器（第13図13）がある。平縁で中空突起が付く土器が主体を占める浄法寺類型の土器との関係が考えられる土器群である。浄法寺類型の突起は、正面に2孔を配すトンボ眼鏡状で、鋸歯状の突出部が付かないものが多い。鶏頭冠風の鋸歯状の突出部が付くものは、長者ヶ平遺跡SK4例（第5図7）と岩舟台遺跡SK1例（第6図8）等が僅かに存在する。この2例は、在地の鶏頭冠風突起が付く平縁の火炎系土器を祖型として成立したと考えることができよう。一方、浄法寺類型にみられるトンボ眼鏡状の突起は、栃木県域の火炎系土器にはほとんどみられない。現在のところ、栃木県域の平縁の火炎系土器からは、直接浄法寺類型の成立を考えることは難しいようである。



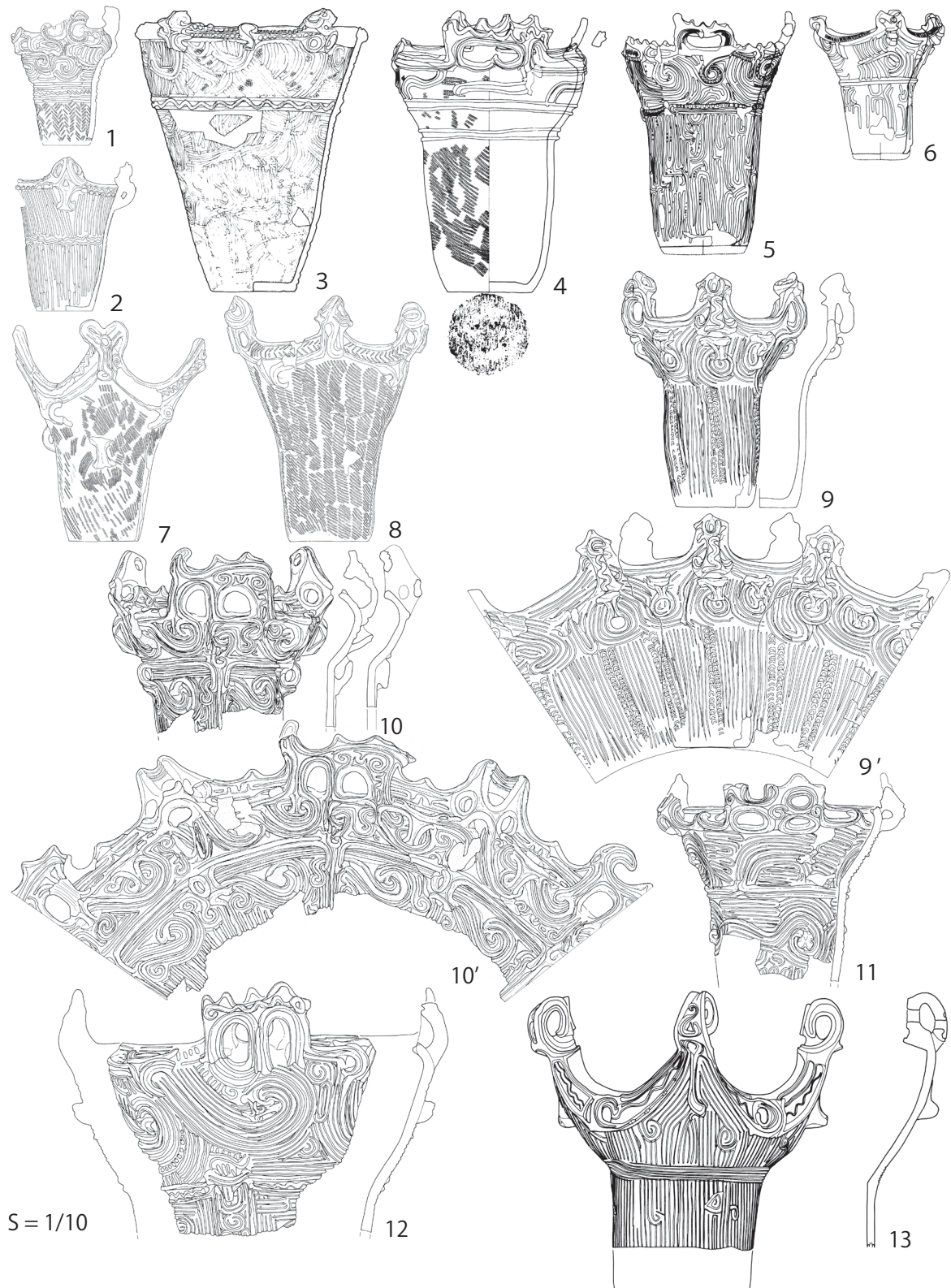
- | | | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|----------------|
| 1～5：寺前遺跡 | 6～8：小屋田遺跡 | 9：上ノ台 A 遺跡 | 10～16：石生前遺跡遺構外 |
| 17・18：法正尻遺跡 SK332 | 19：法正尻遺跡 SK333 | 20：法正尻遺跡 SK395 | |
| 21：法正尻遺跡 SK365 | 22：法正尻遺跡 SK406 | 24・26：法正尻遺跡 SK404 | |
| 25：法正尻遺跡 SK687 | 27：法正尻遺跡 SK506 | 28：法正尻遺跡 SK559 | |
| 30：法正尻遺跡 SK538 | 23・29・31：法正尻遺跡包含層 | | |

第 10 図 福島県会津地方の浄法寺類型の土器



- 1 : 鴨打 A 遺跡 229 土坑 2 : 鴨打 A 遺跡 448 土坑 3 : 鴨打 A 遺跡 549 土坑
 4 : 桑名邸遺跡 413 土坑 5 : 妙音寺遺跡 (2 次) 255 土坑
 6 : 妙音寺遺跡 (2 次) 278 土坑 7 : 妙音寺遺跡 (2 次) 311 土坑
 8 : 妙音寺遺跡 (2 次) 280 土坑

第 11 図 福島県中通り地方の浄法寺類型の土器



1～3：槻沢遺跡 14H-P2 4：槻沢遺跡 P67 5・6：槻沢遺跡 P87 9：三輪仲町遺跡 SK050
10：三輪仲町遺跡 SK145 11：三輪仲町遺跡 SK454 12：三輪仲町遺跡 SK263a 13：古舘遺跡

第 12 図 那須地方の火炎系土器

波状口縁の火炎系土器は一定量存在する（第12図9・13、第13図3・7・12・19・23）。しかし、隆帯による主文様を持つ土器は少ない（第12図9）。波状口縁で、口頸部文様帯を隆帯と沈線で充填し、体部に縄文を施す浄法寺類型の土器⁵⁾は少ない（第6図5、第7図19・20）。3点とも、主文様を隆帯で描いている。三輪仲町遺跡の波状口縁火炎系土器（第12図9）から同遺跡の土器（第6図5）への変化を考えることはできる。しかし、栃木県域の多くの波状口縁の火炎系土器と3点の土器との関係は希薄なようである。

なお、栃木県域の火炎系土器は、主文様を欠き、沈線で器面を埋めることによって、火炎土器的な雰囲気を出している土器が目立つ（第12図2・3・6・13、第13図1・8・10・15・18・21）。

（2）福島県域の火炎系土器

1）会津地方（第14・15図）

平縁で、鶏頭冠風の突起が付く土器が安定して存在する（第14図1・6・9・12・22・、第15図1・3・11・12）。多くが正面に円孔を配す。また、平縁でトンボ眼鏡状の突起を配す土器がある（第14図19、第15図7・9・16）。また、北陸系の蝸牛状突起を配す土器もある（第15図2・4・17）。波状口縁の土器も一定量存在する（第14図10・11・14・18、第15図10・15・18）。主文様を隆帯で表現しない土器があるが（第14図11・14）、多くは主文様を基隆帯で表現する。波頂部が短冊状を呈す王冠型土器ない。胴部の地文に縄文を施文し、その上に縦位の密な沈線を施す土器がみられる（第14図12・17、第15図5・12・17・18）。

多くの土器が、口頸部文様帯に、基隆帯による、横“S”字状文、単方向の渦巻文、対向渦巻文もしくは弧文を配し、栃木県域に見られた器面に沈線文を密に施すことにより、火炎土器と共通の雰囲気を出すような土器（第14図14、第15図4）は少ない。

2）中通り地方（第16図）

平縁で、鶏頭冠風の突起が付く土器（第16図2・4・10・15・19・20）、平縁でトンボ眼鏡状突起が付く土器（第16図8）、蝸牛状突起が付く平縁の土器（第16図5・6・18）がある。波状口縁の土器では、頂部にトンボ眼鏡状突起が付く土器（第16図9・12・17）と蝸牛状突起が付く土器（第16図14）がある。なお、器形が火炎系土器の波状口縁の土器に類似し、波頂部に“S”字状文、波頂部と波底部に橋状突起を付け、全面を無文とする土器が1例、妙音寺遺跡から出土している（第16図13）。この全面無文の土器を除き、主文様は基隆帯で表現している。会津地方同様、胴部の地文に縄文を施文し、その上に縦位密な沈線を施す土器がみられる（第16図7・20）。

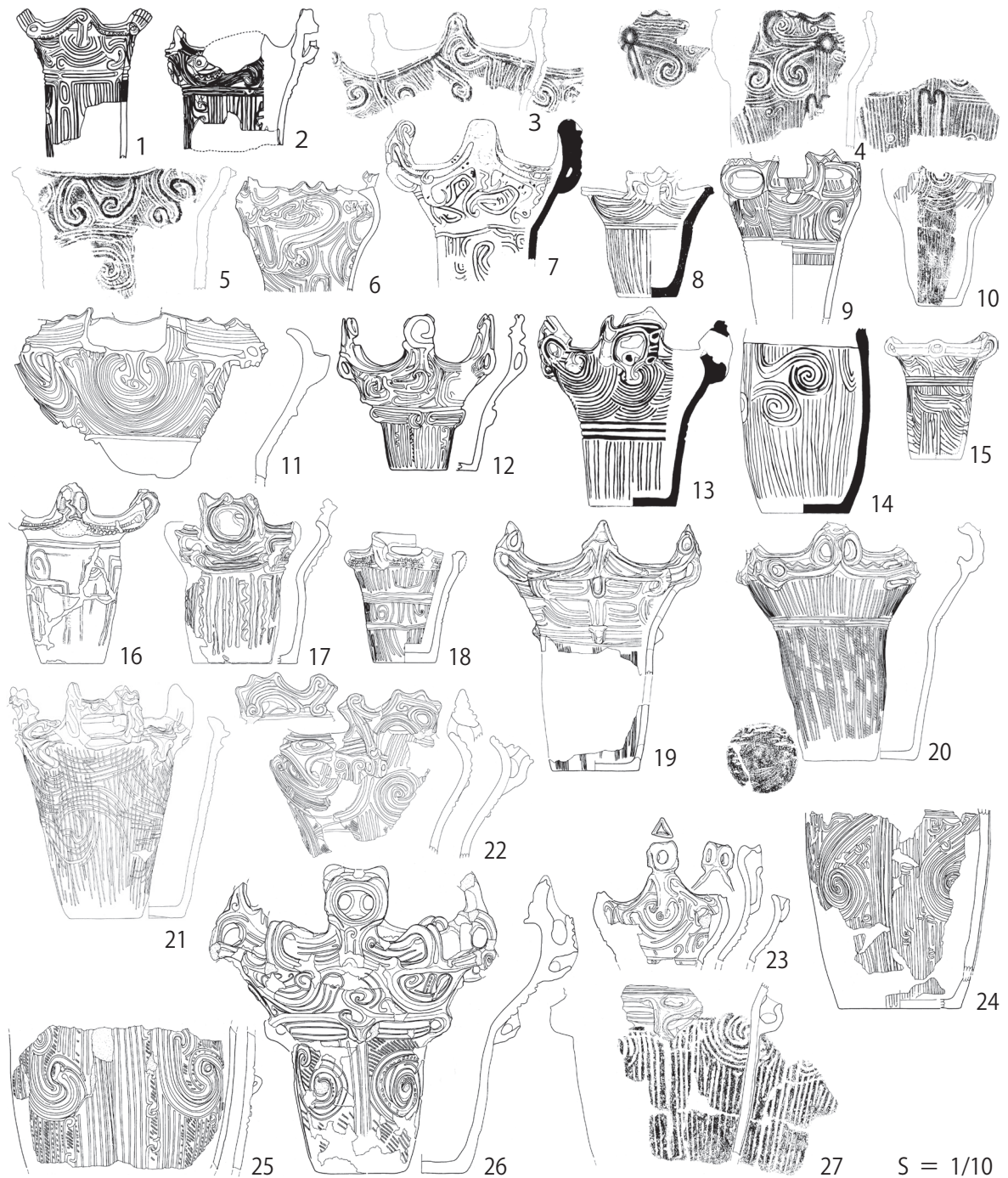
口頸部文様帯に、基隆帯による、横“S”字状文、単方向の渦巻文、対向渦巻文もしくは弧文を配し、栃木県域に多い器面に沈線文を密に施すことにより、火炎土器と共通の雰囲気を出すような土器はみられない。

5 浄法寺類型と火炎系土器

（1）平縁の土器

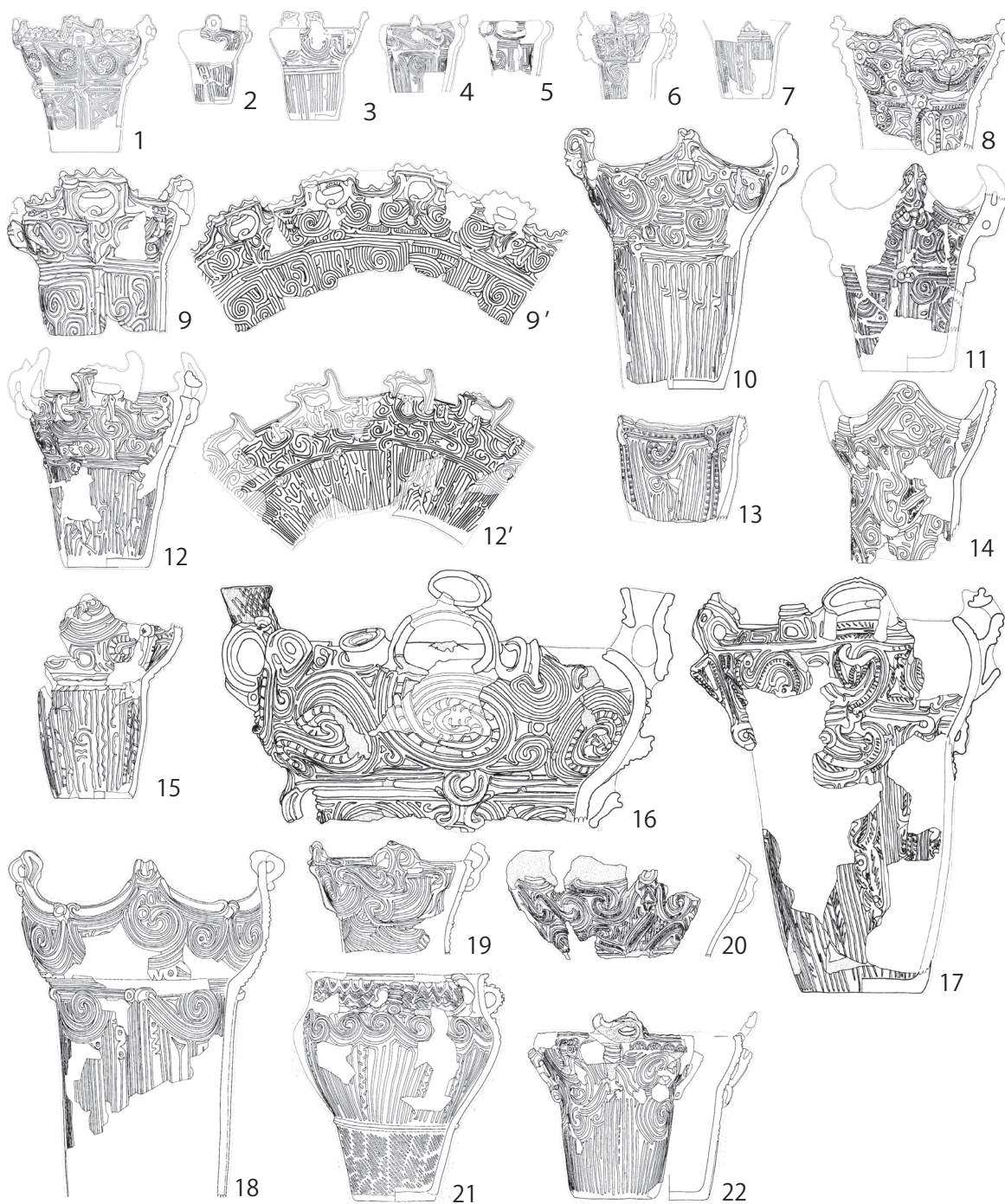
浄法寺類型の平縁の土器として、三輪仲町遺跡 SK050 例（第4図5）、岩舟台遺跡 SK16A 出土例（第6図11）、法正尻遺跡 SK333（第10図19）、鴨打 A 遺跡 448 土坑 例（第11図2）を標準例と考える。その特徴は以下の通りである。

- ・口頸部がキャリパー形に内湾する器形。
- ・口頸部文様帯に、中空の大突起や粘土環を組み合わせた小突起を起点に、基隆帯で主文様を4単位配す。
- ・主文様は、横“S”字状と単方向渦巻状文、対向渦巻文の3種類である。



- 1: 坊山遺跡 2: ハットヤ遺跡 3~5: 小鍋前遺跡 SK80 6: 柿平遺跡 7・8: 弁天池遺跡
 9: 上の原遺跡 JD12 10: 上の原遺跡 JD2 11: 上の原遺跡 JD1 12・14: 金井台遺跡
 13・15: 金井台遺跡 G245 16・17: 大志白遺跡 SK176 18: 高尾神遺跡 19: 御城田遺跡 SI56
 20: 島田遺跡 SK43 21: 島田遺跡 SK39 22・25・27: 仲内遺跡 SI704 23: 仲内遺跡 SK703
 24: 仲内遺跡 SI731 26: 仲内遺跡 SK775

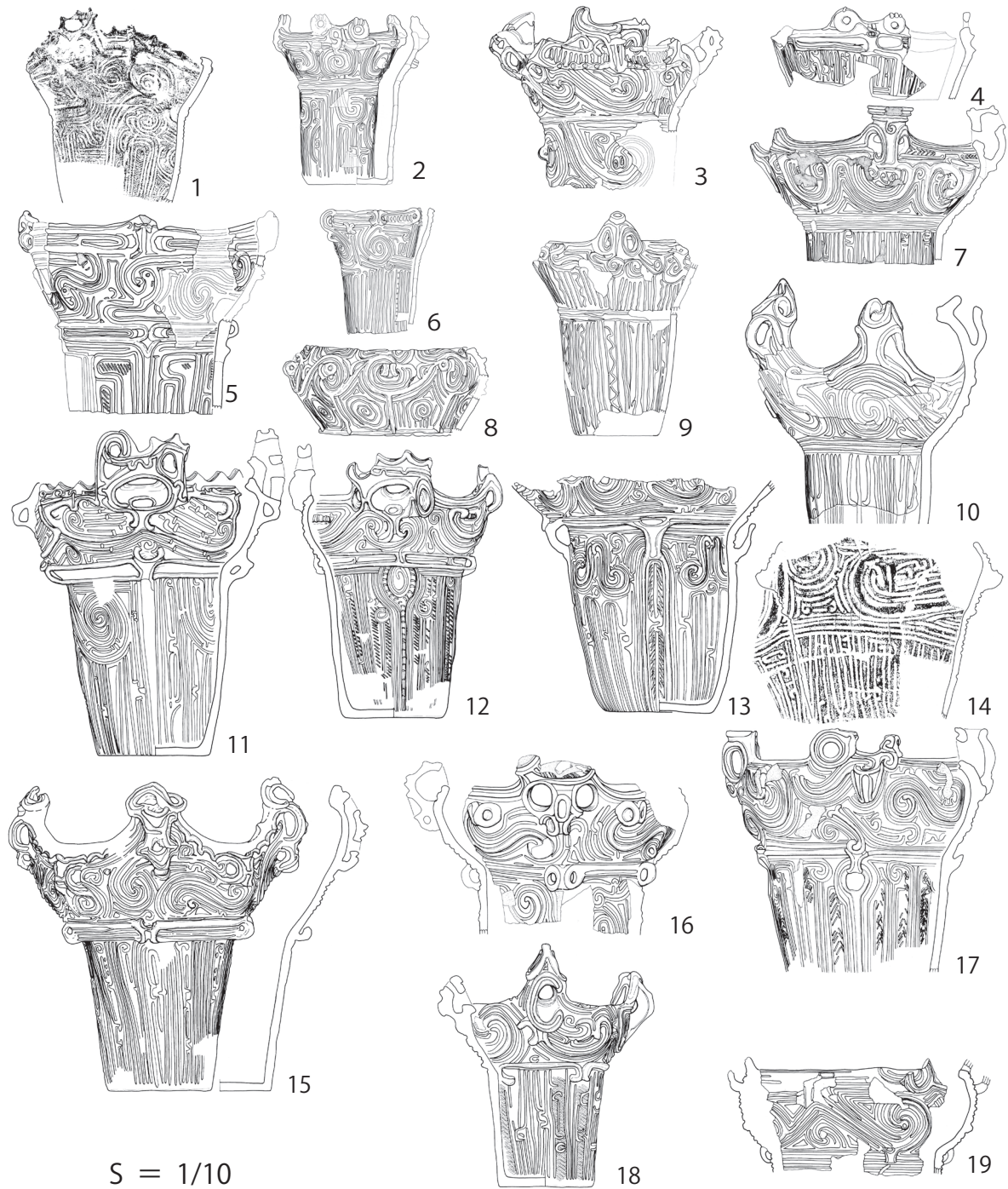
第13図 栃木県域の火炎系土器



S = 1/10

1～7：寺前遺跡遺構外 8～17：芝草・小屋田遺跡 18～22：上ノ台A遺跡

第14図 福島県会津地方の火炎系土器（1）



1～10：石生前遺跡遺構外

15：法正尻遺跡 SK365

18：法正尻遺跡 SK471

11～13：法正尻遺跡 SK333

16：法正尻遺跡 SK404

19：法正尻遺跡包含層

14：法正尻遺跡 SK413

17：法正尻遺跡 SK577

第 15 図 福島県会津地方の火炎系土器（2）

- ・口頸部文様帯には、基隆帯による主文様と同方向に、沈線を密に施文し、更に空白部に沈線による三叉文や小渦巻文を配して器面を埋める。縄文は施文しない。
- ・中空の大突起は、左右に孔を配すトンボ眼鏡状の突起が主流である。
- ・胴部は縄文のみとするか、縦位の沈線を疎らに垂下させる。

標準例以外には、突起の形状等で変異がある。火焰型土器の鶏頭冠風の突起が存在するが、数は少ない。

火炎系土器では、祖型となる火焰型土器と同様の鶏頭冠風の突起を持つ土器が、特に会津地方と中通り地方に多い。一方で、浄法寺類型と同様のトンボ眼鏡状突起を有する平縁の火炎系土器は、会津地方の石生前遺跡（第10図16）、法正尻遺跡（第10図19・22・27）、中通り地方の鴨打A遺跡（第11図2）、妙音寺遺跡（第11図7）に見られる。一方、栃木県域では、トンボ眼鏡状突起が付く火炎系土器は島田遺跡に僅かにみられるが（第13図20）、これは主文様を欠く土器で、主文様がトンボ眼鏡状突起から派生する平縁の火炎系土器は、栃木県域では未発見である。前述したとおり、以前筆者は、那須地方の浄法寺類型の土器の成立について、栃木県域の火炎系土器からの成立をも視野に入れた（塚本1997）が、突起の形状の比較から、福島県域の火炎系土器との関係が深いと考えを改めたところである（塚本2018）。

（2）波状口縁の土器

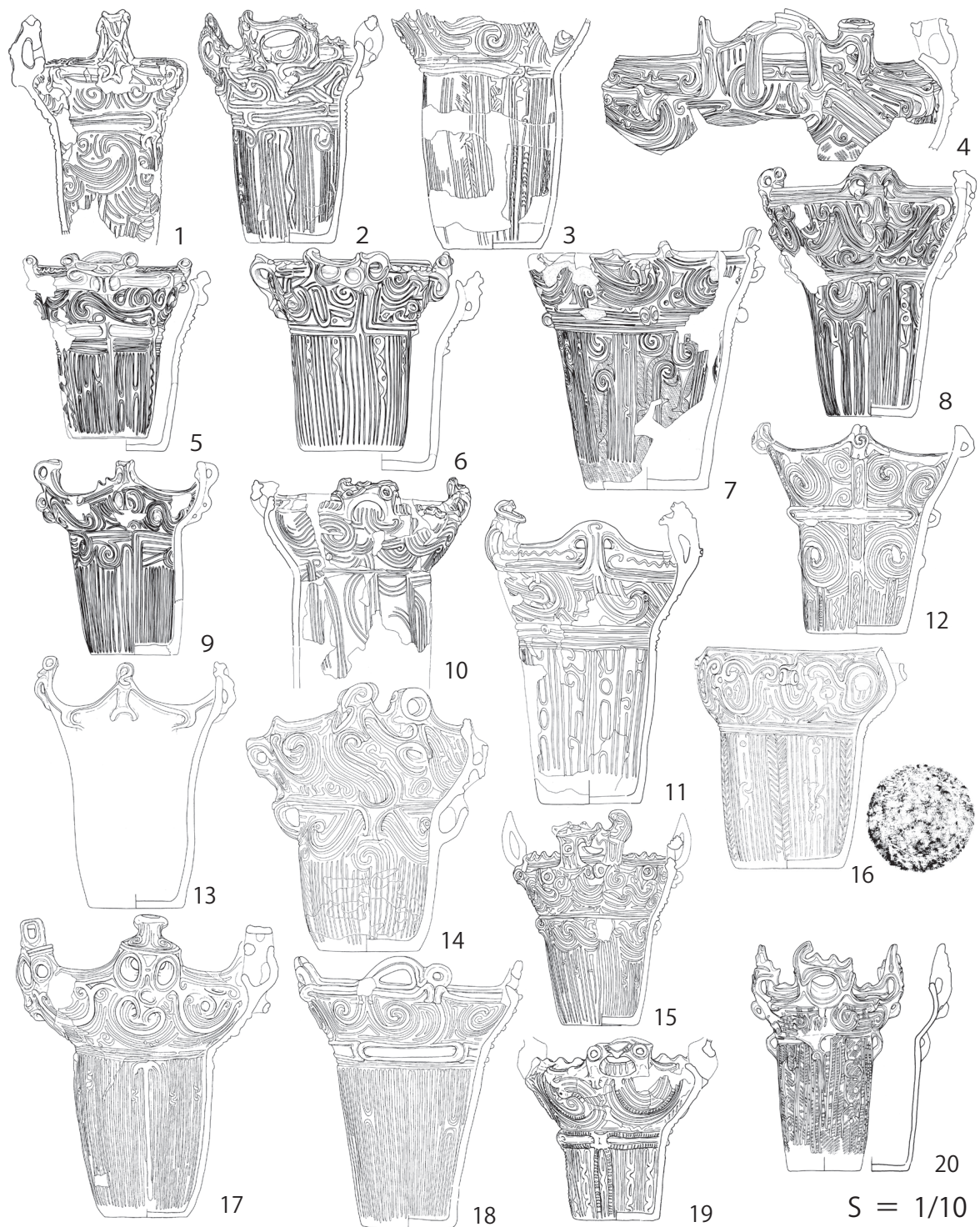
浄法寺類型に類似する、胴部に縄文を施す波状口縁の土器は、栃木県域、中通り地方には少ないが、会津地方は一定量存在する。火炎系土器にも、基隆帯による主文様を配す火炎系土器が存在し、両者の関係を考えることができる。

なお、火炎系土器で、胴部に地文として縄文を施す土器がみられるが、こうした胴部への縄文の採用が、浄法寺類型を生み出す契機となったと考えられる。

6 まとめと今後の課題

栃木県域および福島県会津・中通り地方が分布の主体である浄法寺類型の土器は、口頸部文様帯に基隆帯による横“S”字文、単方向の渦巻文、対向渦巻文を配しており、これらの文様は、中空の大突起や粘土環を組み合わせた小突起を起点とすることが多い。そして、これら3種類の主文様は、同じ地域に分布する火炎系土器にも存在し、従来から言われてきたように、火炎系土器を祖型として浄法寺類型が成立したことを示している。浄法寺類型の中空の大突起は、トンボ眼鏡状の突起が主体を占める。一方、火炎系土器で主体を占めるのは、祖型となる火焰型土器にみられる鶏頭冠突起に類似する突起である。しかし、会津地方にはトンボ眼鏡状の突起が付く平縁の火炎系土器がある。浄法寺類型が土器組成の中で大きな割合を占める栃木県域には、トンボ眼鏡状突起が付く火炎系土器がほとんどみられない。浄法寺類型の成立を考える際、会津地方の土器を注視していく必要がある。

今回、主文様を中心に、浄法寺類型の土器と火炎系土器を比較し、浄法寺類型の成立を考えてみた。しかし、文様を分解して漠然と比較したに留まっている。今後は、個々の土器の明確な年代的位置づけを行い、浄法寺類型成立の直前段階の土器に絞った議論が必要となる。そして、トンボ眼鏡状突起の成立について、火炎系土器に限定せず、広く在地の大木式系土器をも含めて検討することによって、浄法寺類型の成立をより明確に跡づけることができるであろう。



1：鴨打 A 遺跡 170 土坑

2：鴨打 A 遺跡 370 土坑

3：鴨打 A 遺跡 422 土坑

4：桑名邸遺跡 48 土坑

5～7・9：桑名邸遺跡 381 土坑

8：桑名邸遺跡 500 土坑

10：妙音寺遺跡 50 土坑

11：妙音寺遺跡 75 土坑

12：妙音寺遺跡 159 土坑

13・15：妙音寺遺跡 229 土坑

14・16：妙音寺遺跡 239 土坑

17：妙音寺遺跡 277 土坑

18・19：妙音寺遺跡 259 土坑

20：野中遺跡

第 16 図 福島県中通り地方の火炎系土器

【註】

- 1) 縄文土器型式の編年学的研究の基礎を築いた山内清男は、ある特定の地域、ある特定の年代には類似する形態、装飾を持つ土器が製作、使用されることを一つの前提とし、「地方差、年代差を示す年代学的の単位」として「型式」を制定した(山内1932)。一方、小林達雄は、地域、年代を同じくし、共通の“気風”を持つ土器群を「様式」と捉え、様式内にはモデルとコピーの関係による類似した特徴を持つ土器群が複数存在するとし、これを「型式」とした(小林1977)。「浄法寺タイプ」はこのどちらの「型式(タイプ)」にも該当しない。小林達雄の「型式」が複数含まれる。佐藤達夫は、「型式」を2つの意味で捉えた。1つは山内が提唱した年代、地方の単位としての「型式」である。しかし、実際は系統を異にする土器群(形態や装飾が異なる土器群)が、地域、年代を同じくして複数存在することが一般的であり、同じ系統の土器群も「型式」と呼ぶべき事を主張した。「浄法寺タイプ」は、佐藤による系統を指す「型式」で捉えることができる。近年、こうした土器群を「類型」という用語で表現する研究者が多く、筆者もそれに従った。
- 2) 海老原郁雄が、「加曽利 E I 式」と呼ぶ場合、土器そのものとしての「加曽利 E I 式」、即ちキャリパー形を呈す平縁の土器で、口頸部文様帯に1帯の広い施文域を設け、横“S”字文やクランク文を配す土器を指す場合と、阿玉台Ⅲ・Ⅳ式並行期を含めた年代幅を指す場合とがある。加曽利 E I 式の4段階変遷を説く場合は、後者に当たる。したがって、2段階目は、所謂「加曽利 E I 式」が出現する段階ともいえる。このことについては、浄法寺遺跡の報文で詳述した(塚本1997)。
- 3) 加曽利 E I 式の終末には、関東タイプの加曽利 E I 式が「斉一化・一般化」するとし、「浄法寺タイプ」の存在を示さなかった海老原の指摘は、栃木県北部の土器群変遷の傾向を的確に把握していたといえる。
- 4) 新潟県中越地方では、縄文時代中期中葉に、大木式系土器とともに、隆帯と沈縁で文様を描き、縄文を用いない土器が製作、使用される。平縁で鶏頭冠突起を持ち、口縁に鋸歯状の突起を巡らす「火焰型土器」と波状口縁の頂部が短冊状を呈す「王冠型土器」の二者からなる。これらは、文様要素や文様の配置の規則性が強い。一方、福島県会津地方、中通り地方や栃木県北部から、火焰型や王冠型に類似するものの、規則性の緩い平縁と波状縁の土器が存在する。これを「火炎系土器」と呼ぶ。
- 5) 本稿では、「浄法寺類型」の用語を、従来の定義の範疇で使用するため、平縁の土器に限定する。波状口縁の土器は浄法寺類型には含めない。しかし、新潟県中越地方の火焰型土器と王冠型土器、火炎系土器の平縁と波状縁と同様に、平縁と波状縁の二者があることは大きな特徴であるため、将来的には、波状口縁の土器をも含めて「浄法寺類型」を捉え直すことを考えている。

【参考文献】

- 安孫子昭二ほか,1978,『文京区動坂遺跡』動坂貝塚調査会
海老原郁雄,1979,『湯坂遺跡』大田原市教育委員会
海老原郁雄,1980,『栃木県埋蔵文化財調査報告第34集 槻沢(つきのきざわ)遺跡―栃木県那須郡西那須野町―』栃木県教育委員会
海老原郁雄,1980,「加曽利 E I 式の変遷について(栃木県)」『奈和』第18号 奈和同人会
海老原郁雄,1981,「第二章 縄文時代 三 縄文土器 4 中期の土器」『栃木県史』通史編1・原始古代1 栃木県
海老原郁雄,1981,「北関東の大木式土器」『縄文文化の研究4』雄山閣
小葉一夫、小島正裕、丹野正人,1987,「馬高系土器群の系譜―土器型式の伝播と情報の流れ―」『東京都埋蔵文化財センター研究論集』V
塚本師也,1997,『栃木県埋蔵文化財調査報告第196集 浄法寺遺跡 県営圃場整備事業小川西部地区に係わる埋蔵文化財発掘調査』栃木県教育委員会
塚本師也,2018,「関東地方北東部の火炎系土器」『津南学叢書 第35輯 馬高式土器の成立・展開・終焉 予稿集』津南町教育委員会